

随意契約理由書

工事名称 大阪府本庁舎別館人荷用昇降機設備改修工事

大手前庁舎別館の昇降機は平成 14 年に改修後 22 年が経過しており、過去の調査により老朽化が確認された部分、制御機器の改修を行うとともに、安全性を高める「戸開走行保護装置」の設置、耐震性を向上させるために必要な改修を行うものです。

昇降機はすべて製造者固有の機器が使用されているため、他者の部品を使用すると機器の互換性が失われ、システムとしての動作が保証されません。したがって、本工事は当該昇降機の製造者である日本エレベーター製造株式会社 大阪営業所しか施工できず、同社より見積書を徴収したところ、価格が適正であり、かつ予算範囲内であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約に付することとし、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号により比較見積を省略するものです。